

令和 6 年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託 落札者決定基準

第 1 総則

本評価基準は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」において、「令和 6 年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託募集要領」に基づき応募のあった提案を審査し、事業者を選定するための基準を定めることを目的とする。

なお、当該提案の審査は、公社が設置する「令和 6 年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託審査委員会」（以下「委員会」という。）において実施する。

第 2 事業実施者の選定方法

1 概要

委員会が、応募者から提出された企画提案書等並びに提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答に基づき、各項目の審査を実施し、事業者を選定する。ただし、合計点が最も高い者が 2 者以上いた場合には、くじ引きにより事業実施者を決定する。

2 審査及び採点

- （1）審査は、委員会の各委員の総意をもって決する。
- （2）各委員の審査の得点の上限は 100 点として、別紙「評価項目、評価の観点及び配点」に応じ得点を付与する。
- （3）各委員は、提案者によるプレゼンテーション、委員による審議及び必要に応じ提案内容に関するヒアリングを実施した上で、採点を行うものとする。
- （4）各委員が採点した得点を合算したものを合計点とし、合計点が最も高い者を事業実施者として選定する。

なお、事業者の決定が取り消された場合には、点数が次に高い提案者を事業実施者とする。

- （5）委員長が必要と判断した場合は、審査の結果等について委員会の各委員と協議を行い、（2）から（4）までに定める採点方法等について変更することができる。

第 3 評価基準

別紙「評価項目、評価の観点及び配点」の（1）から（5）について、以下の 1 から 5 までの 5 段階評価で算出する。

段階	内容
5	傑出して非常に優れている提案
4	特に優れている提案
3	すぐれている提案
2	ややすぐれている提案
1	必要事項の記載のみ

令和6年度次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業支援業務委託
評価項目、評価の観点及び配点

評価項目		配点	評価の観点
(1) 本業務に対する理解度		5	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的・内容及び提案者に求められている役割について、十分に理解しているか。 ・本業務を実施するに当たって、「次世代再生可能エネルギー技術」の都内における実証を実施する意義・目的及び重要性について、十分に理解しているか。 ・現時点で想定し得る課題及びその対応策について、具体的に提案されているか。
(2) 業務体制等	業務体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するに当たって、適切な実施体制が組成されているか。また、再委託を行う場合においては、再委託先の体制及び再委託内容を掌握しているか。 ・本業務の業務内容及びスケジュールに沿った人員配置計画が提案されているか。 ・本業務委託の目的達成に資するような業務実績があるか。
	進行管理	20	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を完遂できる現実的なスケジュールが提案されているか。 ・本業務を円滑に実施するための効果的なサポート方法や、安全対策、進捗管理方法について、具体的に提案しているか。 ・実証事業の効果検証を実施するための効果測定方法やKPI設定方法について、説得力のある提案がなされているか。
	コスト	5	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を理解し、妥当性のある積算がされているか。
(3) 業務内容	募集・選定	30	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で想定し得る「次世代再生可能エネルギー技術」が2つ以上提案されているか。 ・事業者を公募するに当たって、「次世代再生可能エネルギー技術」を広く募るための効果的な案や工夫が提案されているか。 ・予算額を有効に活用可能な事業者選定方法について、効果的な案が提案されているか。 ・事業者選定に係る審査委員会の審査メンバーについて、2名以上の候補者が提案されているか。
	事業展開	20	<ul style="list-style-type: none"> ・採択事業の情報発信について、具体的に提案されているか。 ・都の環境局以外の部署で実施している事業とのコラボレーションについて、具体的な方策等が提案されているか。また、当該方策等が本業務全体の効果を高める上で有効なものとなっているか。 ・本実証事業終了時及び終了後に向けて、検討すべき事項や事業展開方法について、現時点で想定できる案が提案されているか。
(4) 政策的評価項目		5	<p>以下いずれかに該当があるか。</p> <p>(障害者雇用関係)</p> <p>①提出した障害者雇用状況報告書等において、実雇用率が法定雇用率を上回っていること。</p> <p>②障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達実績があること。</p> <p>(仕事と家庭の両立支援・女性の活躍推進関係)</p> <p>③東京都産業労働局から東京ワークライフバランス認定企業の認定を受けていること。</p> <p>④東京都生活文化局から東京都女性活躍推進大賞の表彰を受けていること。</p> <p>⑤厚生労働省または都道府県労働局から次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くろみんマーク認定）を受けていること。</p> <p>⑥厚生労働省または都道府県労働局から均等・両立推進企業表彰を受けていること。</p> <p>⑦厚生労働省または都道府県労働局から女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定</p>
(5) その他		5	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するに当たって、その他、更なる工夫・有用な提案がある場合は、根拠とともに具体的に提案されているか。